

平成29年(フ)第2100号

決 定

東京都港区北青山三丁目6番7号
債務者(破産者) 株式会社グローール・ブリエ東京
代表者代表取締役 船田 正司

主 文

債務者株式会社グローール・ブリエ東京について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都港区西新橋1丁目7番2号 虎の門高木ビル6階
篠崎・進士法律事務所
弁護士 進士 肇
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日

平成29年11月13日午後1時30分

平成29年4月5日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 館 内 比 佐 志

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 竹 中 輝 順

これは正本である。

平成29年4月5日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 岡

智香子

